

# NewsLetter

## GENERAL TOPIC

1 ...発明振興法の一部改正法律案立法予告の紹介

## PATENTS

2 ...ETRI、超高速近接通信技術(Zing)を開発

2 ...サムスン、米ハーマンを9兆ウォンで買収

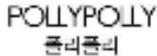
3 ...モバイル生体認識技術関連の特許出願増加傾向

4 ...食薬処、2016年9月を基準に18個の主成分剤形に対して155品目を優先  
販売品目に指定 – ジェネリックのせめぎ合い

6 ...数値限定発明の進歩性を認定した最近の特許審判事例(2015ウォン4693)

## TRADEMARKS

7 ...大法院 - 売場の総合的イメージもこれからは trade dress として保護可能

9 ...特許法院 - “コンタクトレンズ”を指定商品として登録された  **POLLYPOLLY**  
폴리폴리 は、  
“宝石 時計”に対し広く知られた当所顧客の  **Fella Fella** の模倣商標であることを認定

10 ...商標法上の法定損害賠償規定の適用要件の解釈に対する大法院判決

## GENERAL LAW

11 ...大法院、既存の‘カトク(カカオトーク)傍受’の慣行を制動

## LEE NEWS

12 ...New Member: 李定桓 顧問、崔榮秀 弁護士、金珉秀 弁理士、朴昭玟  
弁理士、朴民鎬 弁理士、朴京賢 弁理士、金智賢 弁理士

14 ... 「 Legal 500 Asia-Pacific 2017」6分野にて優秀ローファーム選定

# GENERAL TOPIC

## GENERAL TOPIC

### ・ 発明振興法の一部改正法律案立法予告の紹介

韓国産業通商資源部<sup>1</sup> は、2016年8月18日、発明振興法<sup>2</sup>の一部改正法案を立法予告<sup>3</sup>した。同改正法は現在法制処(日本の内閣法制局)<sup>4</sup>にて審査中であり、主要内容は次のとおりだ:

1) 職務発明<sup>5</sup>において会社(雇用者)と従業員との間に予約承継契約<sup>6</sup>があった場合、職務発明が完成すると会社に「特許を受ける権利<sup>7</sup>」が自動的に承継<sup>8</sup>される(改正案第13条)。現行法によると、会社が従業員から職務発明完成通知<sup>9</sup>を受けた日から4ヶ月以内に承継通知すれば、「特許を受ける権利」が承継される。韓国産業通商資源部は、改正法律案によって、会社が権利を承継する前に、従業員が第三者<sup>10</sup>に権利を移転してしまう等の被害を、会社が受けるおそれを減らすことができる、と改正案の趣旨を説明した。

2) 会社と従業員との間に予約承継契約がなかった場合でも、会社は、従業員の職務発明に対する通常実施権<sup>11</sup>を自動的に有することとなる(改正案第10条)。現行法では、会社が中小企業である場合にのみ通常実施権を自動的に有する、と規定している。改正法律案は、会社の対象範囲を拡大したものだ。韓国産業通商資源部は、職務発明の完成に寄与した会社に対する補償を保障するための趣旨だと説明した。

3) 職務発明の適用範囲を拡大する。改正法律案によると、職務発明の適用対象に「半導体集積回路の配置設計に係る法律<sup>12</sup>」及び「植物新品種保護法<sup>13</sup>」の保護対象となる創作と育成(growing)が含まれる(改正案第2条)。発明と類似した性質の他の知識財産に対する補償が活性化されるようにした。

本改正法律案は、現在審査中であり、法制処及び国会で承認されれば効力を発効することとなる。

<sup>1</sup> Ministry of Trade, Industry and Energy

<sup>2</sup> Invention Promotion Act

<sup>3</sup> pre-announcement of legislation 又は prior announcement of legislation

<sup>4</sup> Ministry of Government Legislation

<sup>5</sup> employee's invention

<sup>6</sup> Pre-invention assignment agreement

<sup>7</sup> The right to acquire a patent

<sup>8</sup> succeed

<sup>9</sup> Notice of Completion of Employee's Invention

<sup>10</sup> third person

<sup>11</sup> Nonexclusive license

<sup>12</sup> Act on the Layout-Designs of Semiconductor Integrated Circuits  
Protection of New Varieties of Plants Act

# PATENTS

## PATENTS

### ・ ETRI、超高速近接通信技術(Zing)を開発

ETRI(Electronics and Telecommunications Research Institute)は、10cm以内の近距離でギガクラスの大容量コンテンツを複雑な接続手続きなしに容易く素早く送受信できる超高速近接通信技術であるジング(Zing)を開発したと、2016年10月18日、明らかにした。ジングは、機器をセルフサービス端末機(キオスク、kiosk)にかざすだけで、希望のデータをすぐに取り出すことのできる10cm以内の近接通信技術だ。

データ伝送速度の制限のため、乗車カード等、極めて制限的な応用のみ活用される近距離無線通信(Near Field Communication、NFC)に比べ、約8000倍速い3.5Gbpsの伝送速度を提供する。インターネットを介さない次世代超高速NFCというわけだ。

「Zing」技術は、スマートフォン、カメラ、ノートパソコン等に使用できるだけでなく、TV、冷蔵庫等のスマート家電機器、車両用インフォテインメント、ショッピングモール又は路上スマートIoT広告、地下鉄のキオスク等、多様な製品とサービスと結合させることができる。

「Zing」技術は、国際標準の候補として採用され、2017年上半期に標準制定を目前に控えており、事業化への足場も設けた。研究陣は、本技術開発を通して標準特許を含む国内外特許27件を出願し、論文38本も発表したことがある。また、ETRIは、「Zing」技術を結合させた医療用機器を開発する予定だ。今後、歯科では口腔の様子を撮ったレントゲン写真等を3メートル以内にある医師のコンピュータに瞬時に送るのに使われる見込みだ。

ETRI関係者は、「本技術は、インターネットを経由しなくても、ユーザが隣接した機器にかざすだけで安全にかつ素早く希望のデータを送受信できるので、新しい端末間的高速直接通信サービスの創出に寄与するだろう」と見通した。

### ・ サムスン、米ハーマンを9兆ウォンで買収

サムスン電子が新成長分野である自動車電装(電装:電子装置)事業に拍車をかけるために、総額9兆ウォンを超える「超大口取引」をまとめた。サムスン電子は、2016年11月14日、取締役会を開催し、米国のコネクテッドカーとオーディオ分野の専門企業であるハーマン(Harman)の買収を議決した。買収価格は1株当たり112ドルで、買収総額は80億ドル(約9兆3920億ウォン)であり、国内企業の海外企業買収合併(M&A)史上最大の規模だ。

# PATENTS

サムスン電子は、「今回のハーマンの買収を通して、年平均9%の高速成長をしているコネクテッドカー用電装市場にて、グローバル先頭企業として跳躍できる基盤を準備した」と説明した。コネクテッドカー用電装事業市場は、2015年の450億ドルから2025年には現在のグローバルTV市場と類似した規模の1000億ドル台へと成長するものと見られている。ハーマンは、コネクテッドカー用インフォテインメントとテレマティクス、セキュリティ等、電装事業分野において年間70億ドルに達する売上を上げている先頭企業だ。サムスン電子の権五鉉(クオン・オヒョン)副会長は、「ハーマンが保有する電装事業のノウハウと膨大な顧客ネットワークにサムスンの情報技術(IT)とモバイル技術、部品事業の力量を結合させてコネクテッドカー分野の新たなプラットフォームを主導していく」と明らかにした。

## (1) 技術分野別の出願現況(2011~2015年)

技術分野別では、スマートフォンに適用される技術として音声認識を利用した出願が270件(43.3%)と最も多く、顔認識を利用した出願が103件(16.5%)、指紋認識を利用した出願が172件(27.5%)、虹彩認識を利用した出願が40件(6.4%)を占めた。

区分	2011	2012	2013	2014	2015	計
指紋	12	26	35	38	61	172 (27.5%)
虹彩	3	3	4	12	18	40 (6.4%)
顔	12	21	22	15	33	103 (16.5%)
音声	43	57	58	54	58	270 (43.3%)
その他	6	6	10	9	8	39 (6.3%)
計	76	113	129	128	178	624 (100%)

## ・モバイル生体認識技術関連の特許出願増加傾向

特許庁によると、最近5年間のモバイル生体認識技術に関する出願を調査してみた結果、2011年の76件から2015年には178件と出願量が大幅に増加したことが分かった。

生体認識技術は多くの人に適用でき、エラー率が非常に低く、測定対象の身体的変化がなく、データ収集が簡単であることから、パスワードを利用した認証の代替技術に適しているため、出願が増加したと思われる。

# PATENTS

## (2) 出願主体別の出願現況(2011~2015年)

出願主体別では、LG電子、サムスン電子等の企業が418件(67.0%)、個人が157件(25.1%)、大学が29件(4.7%)、研究機関が20件(3.2%)の順で出願を多くしたものと調査された。

区分	企業	個人	大学	研究機関	計
出願件数	418 (67.0%)	157 (25.1%)	29 (4.7%)	20 (3.2%)	624 (100%)

## \* 生体認識技術の市場現況

グローバル市場調査機関であるトラクティカ(Tractica)は、全世界の生体認識市場は、2015年に20億ドルに達し、2024年には149億ドルに至るだろうと明らかにした。また、AMI(Acuity Market Intelligence)の発表によると、モバイル生体認識技術は2020年には48億台のモバイルデバイスに適用されることが見込まれている。センサの小型化及び正確度の向上、スマートフォン及びウェアラブルデバイスの普及拡大、フィンテック・ヘルスケア等、IoT基盤サービスの拡散が生体認識市場成長の主要因と予想されている。

特許庁関係者は、「モバイル生体認識技術は持続的に発展し、モバイル認証、モバイル決済等、実生活の一部となり、さらに生体情報の偽・変造探知技術、生体情報廃棄後の再発行のための生体情報変形技術に関する特許出願も徐々に増加すると思われる」と語った。

## ・食薬処、2016年9月を基準に18個の主成分剤形に対して155品目を優先販売品目に指定 - ジェネリックのせめぎ合い

韓米FTA許可特許連携制度が本格的に施行されるとともに、昨年導入された優先販売品目許可制度の恩恵を受けた品目が150個を超えた。

食薬処(食品医薬品安全処の略、日本の医薬生活衛生局)は、2015年5月8日、アムロジピンベシル酸塩(Amlodipine Besilate)とロサルタンカリウム(Losartan Potassium)の複合剤を始め、2016年9月までに18個の主成分(剤形)に対して計155品目を優先販売品目に指定した。しかし、主成分あたりの指定医薬品数は平均8.6個に達し、ほとんどが独占どころか寡占恵沢も受けられないものと把握された。

代表的な主成分は、アムロジピンベシル酸塩とロサルタンカリウムの複合剤だ。この成分は、ヒュー

# PATENTS

オンス(Huons)等の製薬会社20社の45品目が優先販売品目に指定された。優先販売期間は2015年5月9日～2016年4月1日で既に終了した。これらの成分は20社がしのぎを削っているため、独占市場は初めから期待し難かった。

また、2015年12月12日～2016年11月1日まで優先販売期間が付与されたフェブキソスタット(Febuxostat)も韓国コルマー(Koria Kolmar)等の製薬会社9社の17品目のジェネリック製品のせがぎあっている。

シタグリプチンリン酸塩(Sitagliptin Phosphate)、シタグリプチンリン酸塩水和物(Sitagliptin Phosphate Hydrate)、シタグリプチンリン酸塩とメトホルミン塩酸塩(Metformin Hydrochloride)の複合剤、シタグリプチンリン酸塩水和物とメトホルミン塩酸塩の複合剤等も同様だ。これらの単一剤と複合剤の優先販売期間は2023年9月2日～2024年6月1日までで、まだ7年ほど残っているが優先販売許可された品目は山積みだ。

一方、ジェネリック独占市場を構築中の品目もある。

カルベジロール(Carvedilol)は東亜製薬の3品目(2015年9月24日～2016年2月7日)、ペメトレキセドジナトリウム2.5

水和物(Pemetrexed Disodium 2.5 Hydrate)は保寧製薬(Boryung Pharmaceutical)の1品目(2015年11月28日～2016年8月27日)等、製薬会社1社が単独で許可され、実質的なジェネリック独占販売権を行使した。

2016年3月30日～2017年1月30日まで優先販売期間が指定されたブデソニド(Budesonide)とホルモテロール fumarate 水和物(Formoterol Fumarate Hydrate)の複合剤も、ハンドックテバ(Teva-Handok)が2品目の許可を受けジェネリック独占市場を構築中だ。

また、デフェラシロクス(Deferasirox)もテウォン製薬(Daewon Pharmaceutical)のフェドゥロウ懸濁液(Fedurow Suspension)が単独で優先販売許可品目に指定された。優先販売期間は2017年6月25日～2018年3月24日までだ。

## ・数値限定発明の進歩性を認定した最近の特許審判事例(2015ウオン4693)

最近弊所にて処理した事例のうち数値限定発明の進歩性が認められた事例(2015ウオン4693拒絶決定不服審判)をご紹介します。

# PATENTS

## (1) 数値限定発明の進歩性判断基準

現在、数値限定発明の進歩性判断には下記のような基準が適用されている。

「特許発明の課題及び効果が公知となった発明の延長線上にあり、数値限定の有無にのみ差がある場合、その限定された数値範囲内外で顕著な効果の差が生じなければ、その特許発明は当該技術分野における通常の知識を有する者が、通常の反復的な実験により適切に選択しえる程度の単純な数値限定に過ぎないので、進歩性を否定する(大法院2007年11月16日宣告2007フ1299判決等)」

「しかし、数値限定を除く両発明の構成が同一だとしても、その数値限定が公知となった発明とは異なる課題を達成するための技術手段としての意義を有し、その効果も異質な場合には、数値限定の臨界的意義がなく、特許発明の進歩性は否定されない(大法院2013年2月28日宣告2011フ3193判決：大法院2010年8月19日宣告2008フ4998判決等)」

## (2) 本件の請求項1の発明の内容及び明細書の記載内容

本件の請求項1の発明は次のとおりだ：『ニッケルを含む合金からなる金属層と、前記金属層上に乾式めっき法で形成される銅薄膜層と、前記銅薄膜層上に電気めっき法で形成される銅めっき被膜を備える2層フレキシブル基板において、銅めっき被膜に含まれる硫黄濃度

が、10質量ppm～150質量ppmである------(中略)-----ことを特徴とする2層フレキシブル基板。』

上記請求項1の発明の構成要素のうち硫黄濃度の数値限定(「硫黄濃度が10質量ppm～150質量ppm」)を除く残りの構成要素は、引用発明に開示の構成と同一、又は差がない。

本件発明の明細書を検討してみると、上記請求項1の発明の構成要素のうち、硫黄濃度の数値限定表現に関して、「硫黄が10質量ppm未満である場合」及び「150質量ppmを超える場合」の技術的効果が低下し、望ましくない技術的問題が発生すると記載されている。

## (3) 特許審判院の判断

特許審判院では、上記明細書の記載だけで「硫黄濃度の数値限定」に関する臨界的意義が分かる、と判断した。

また、本件発明の明細書には、「化学研磨後の表面のRa[nm]」の値等が比較例と実施例において顕著な差があると記載されているので、その技術的効果もあると判断した。

引用発明に「硫黄濃度」と同様の数値限定が開示又は暗示されていないので、「硫黄濃度の数値限定」に関して、厳格に数値限定を境界として適用効果に顕著な変化があるべきだとは判断していないものと思料する。

# PATENTS

# TRADEMARKS

## (4) 弊所コメント

2015年12月に数値限定の進歩性を認めた特許法院の判例(特許法院2015年12月24日宣告2015ホ1089拒絶決定)があった。上記特許法院の事例では、『発明の構成4の数値限定は、先行発明と異なる課題を達成するための技術手段としての意義を有しており、さらには、それによる効果も帯電防止性の向上という先行発明と区別される異質的なものなので、通常の技術者が先行発明から構成4の数値限定を容易に導き出せるとはいえない』と判示することで、「異質な効果」によって数値限定発明の進歩性を認定した。

これまで数値限定発明の進歩性が認められた事例はほとんどなかったが、2015年12月の特許法院の判例に続き2015ウオン4693審判の事例でも数値限定発明の進歩性が認められたことで、韓国特許実務において進歩性が認められる範囲が従来よりもさらに広がったものと思料する。

## TRADEMARKS

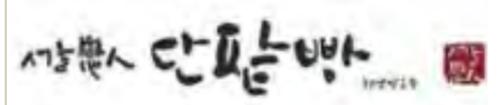
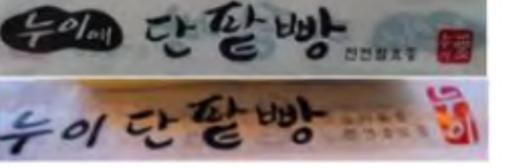
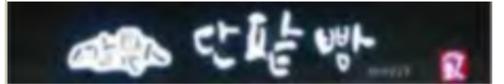
### ・大法院 – 売場の総合的イメージもこれからは trade dress として保護可能

大法院は Bakery shop's の総合的イメージ(売場の看板、内部インテリア及び外部レイアウトを含む)に対し、不正競争防止法(UCPA)の一名 catch-all provision (第2条1号又目)により trade dress として保護可能であると判断した(Case No. 2016ダ229058, 2016年9月21日宣告)。

### (1) 事実関係

ソウル駅で“ソウルの恋人 あんパン”という店名で2013年5月に初めて営業を開始した原告は、有機農小麦粉等を使用して味を差別化し、売場前面を全体的に開放し前面全てに売り台を設置する等、既存のパン屋とは差別化されたインテリアを戦略とした。原告である“ソウルの恋人 あんパン”は一日の売上が1000万ウオンを超える等、大人気店になった。

原告は、4ヶ月前に自身の営業店舗から退社したパン職人が同業者とともに“ソウルの恋人 あんパン”店舗のインテリアと売り台配置方式はもちろん、パンの形等までをほとんど似せて作り、あんパン屋を開店したことを見つけ、1億余ウオンを投資して準備した自身だけの差別化されたインテリア等を無断盗用されたとして訴訟を提起した。

	ソウルの恋人 あんパン (原告)	被告 あんパン店
売場配置及びデザイン		
標章	 “ソウルの恋人 あんパン”のハングル	
外部看板		

### (2) 判断

法院は「“ソウルの恋人 あんパン”売場の看板、内部インテリア等を含む原告の売場イメージは、原告の相当な投資や努力により作られた成果に該当すると判断した。また、被告の売場は原告の売場と同一又は非常に類似する感じを持たせているとした上で、被告が売場を運営することは、原告がなし遂げた成果を公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で、被告の営業のために無断で使用し、原告の経済的利益を侵害する行為として、UCPA の catch-all provision に規

定された不正競争行為に該当すると判示した。本件判決は 2014年 1月 UCPA に導入された catch-all provision を適用して判断した最初の大法院判決だ。即ち、これまで店主が相当な努力を投資したインテリア等を無断で盗用して利益を取得した場合、これに適用する規定がなかったが、catch-all provision が個別商標やデザインとして保護を受けられなかったトレード・ドレス (trade dress) の強力な保護手段になることが確認された。

# TRADEMARKS

・ **特許法院 - “コンタクトレンズ”を指定商品として登録された POLLYPOLLY 폴리폴리 は、“宝石、時計”に対し広く知られた当所顧客の Felli Follie の模倣商標であることを認定**

特許法院は“コンタクトレンズ”に対し登録された第三者の登録商標に対し、“宝石、時計”に対し広く知られた当所顧客の商標“Felli Follie”を模倣して登録した不正な目的があることを理由に、その登録は無効とされなければならないという判決をくだした (Case No. 2015ホ6664、2016年 8月 26日 宣告)。

**(1) 事実関係**

主に“宝石、時計”に使用され、“サングラス”にも一部使用されている“Felli Follie”の権利者である当所顧客は、第三者がコンタクトレンズに対して登録した“POLLYPOLLY 폴리폴리”の存在を知り、自身の広く知られた商標と類似する商標であり、“Felli Follie”の国内営業を妨害する等の不正な目的で出願された商標なので、その登録は無効であると主張する、登録無効審判を請求した。

	顧客商標	無効対象商標
標章		
商品	使用商品：宝石、時計、サングラス等	コンタクトレンズ

**(2) 判断**

法院は不正な目的の判断において、両商品間の類似性又は経済的牽連性があることを主要な根拠とみなす傾向がある。これにより1審の特許審判院は、先使用商標が主に知られている“宝石、時計”は“コンタクトレンズ”との経済的牽連が高いとは言えず、両者間に商標権交渉があったとも言えないので不正な目的はないという理由で、無効審判を棄却した。

しかし、当所は1審の審決に不服して特許法院に審決取消を求め、出願人に件外模倣商標の出願前歴がある点、両商標はほとんど同一である点、両商品はいずれもファッションを主な目的とする商品である点等を考慮するとき、“POLLYPOLLY 폴리폴리”は無効であることを積極的に主張した。

特許法院は当所の主張を全て受け入れ、原審決を取消した。具体的には、(1)“Felli Follie”商標は国内外のファッションアクセサリー分野にて広く知られている点、(2)両商標の呼称が「ポリルポリ」で同一な点、(3)コンタクトレンズのうち出願人が使用しているカラーコンタクトレンズは、消費者が美容又はファッション関連製品として認識する可能性が高く、“Felli Follie”が広く知られた“宝石、時計”等と牽連関係が認められる上に、“Felli Follie”はコンタクトレンズと類似する“サングラス”に対しても使用されている点、(4)出願人に件外模倣商標の出願前歴が多数存在する点、等を考慮するとき、出願人には不正な目的

# TRADEMARKS

があると判断した。

本件判決は大法院にて上告中ではあるが、非類似な商品を指定した登録商標に対しても、その他の事実関係乃至事情等を考慮し、第三者の商標登録に不正な目的があると認めたことに意味のある判決であると思われる。

・ **商標法上の法定損害賠償規定の適用要件の解釈に対する大法院判決**

大法院は、商標権者が登録された商標を実際には使用していない場合、商標法による‘法定損害賠償’の請求もできないと判決した。

商標法では商標権者が自身の商標権を侵害された場合、通常であれば受け取ることできた商標権使用料相当額等を損害額と‘推定’して賠償を受けることができるようにしている。即ち、商標権利者は権利侵害の事実と通常であれば受け取ることできた使用料を主張・証明すればよく、損害の発生事実を具体的に主張・証明する必要はない。しかし、商標権者が商標を登録のみして実際には使用していない等、損害発生を否定しえる事情を商標権侵害者が証明した場合には、上記のような損害賠償責任は認められない。

また、2012年3月15日施行の商標法における‘法定損害賠償請求’によれば、商標権者は自

身が使用している登録商標と同じか同一性のある商標を、その指定商品と同じか同一性のある商品に使用し、自身の商標権を故意又は過失により侵害した者に対し、損害額推定による損害賠償を請求する代わりに、5千万ウォン以下の範囲で相当な金額により賠償を請求することができる。この場合、法院は弁論全体の趣旨と証拠調査の結果を考慮し、相当する損害額を認めることができる。

大法院は今回の判決にて、上記のような法定損害賠償請求規定と関連して、「これは損害額数の証明が困難であっても一定限度の法定金額の賠償を受けられるようにし、被害者が容易に権利救済を受けられるようにする例外的規定なので、その適用要件は法文の規定通りに厳格に解釈されなければならない」と判断し、法定損害賠償請求の場合でも、商標権者が商標権侵害のあった当時、登録商標を実際に使用していなければならないことを明らかにした。

## GENERAL LAW

## GENERAL LAW

### ・大法院、既存の‘カトク(カカトーク)傍受’の慣行を制動

大法院は、捜査機関が‘通信制限措置許可書’の発付を受け、株式会社カカオ(以下‘カカオ’)からモバイルメッセージのカカトークサーバーに保存されている対話内容を収集したことは、違法収集証拠に該当すると判断した。

これまで捜査機関はカカトークの対話内容の傍受が必要な場合、法院から通信制限措置許可書の発付を受け、カカオに執行を委託してきた。カカオはカカトークの対話を実時間で傍受する設備がないので、サーバーに保存された対話を3～7日毎定期的に抽出し、操作機関に提出してきた。

大法院は、通信秘密保護法に規定された‘通信制限措置’のうち‘電気通信の傍受’とは、電気通信がなされている状況にて実時間でその電気通信の内容を知得・採録したり、通信の送・受信を直接的に妨害することを意味するものであり、既に受信が完了した電気通信の残っている記録や内容を閲覧する等の行為は含まれない、とした。また、捜査機関から通信制限措置の執行を委託された通信機関等は、通信秘密保護法が定める傍受方式で通信制限措置を執行しなければならない、その執行に必要な設備がないと

きには、操作機関にその設備の提供を要請しなければならない、そのような要請なしに通信制限措置許可書に記載された事項を遵守しない執行をしたのであれば、当該執行により取得した電気通信の内容は適法な手続によらず収集された証拠に該当するので、有罪認定の証拠とすることはできない、と説明した。

つまり、カカトークが通信制限措置許可書に記載された期間の間、既に受信が完了し電子情報の形態でサーバーに保存されていた対話内容を抽出するのは、傍受の同時性又は現在性要件を満たすことができないので、通信秘密保護法に定める傍受と見なすことはできない、ということだ。

このような大法院の判決により、操作機関がカカトークの実時間傍受設備を設けない限り、カカトークの対話を傍受できないようになった。

## LEE NEWS

## LEE NEWS

### ・New Member: 李定桓 顧問、崔榮秀 弁護士、金玗秀 弁理士、朴昭玟 弁理士、朴民鎬 弁理士、朴京賢 弁理士、金智賢 弁理士



李定桓 顧問

李定桓顧問は、過去40余年間ひたすら特許関連業務における経歴をつみ、当該分野における専門性を認められてきた企業知識財産権分野の専門家です。リ・インターナショナル入社以前は、LGグループ入社後副社長になるまでの39年以上を知識財産権関連部署にて勤務した。2010年から2016年までLGグループの特許協議会議長として 技術の融・複合により次第に複雑化するLGグループ社間の特許関連業務を総括し、2005年にLG電子副社長に任命された後にも、LGグループに関連のある各種特許紛争の交渉業務を行ってきました。



崔榮秀 弁護士

崔榮秀弁護士は、不動産、金融・開発事業、スポーツ・エンターテインメント、知的財産権、労働、エネルギー(電力)等の分野にて、国内外の優秀企業に対する諮問及び訟務業務を行っています。高麗大学校法学科を卒業(1998)し、2002年に第44回司法試験に合格しました(司法研修院第34期)。以後、ソウル北部地方法院調停委員(2007)、アメリカ Columbia University Law School の国際通商法過程等を経て、法務法人瑞景(SO-JONG)に勤め(2008~2016)、2016年にリ・インターナショナル法律事務所に入社しました。

# LEE NEWS



金 珉 秀 弁 理 士

金珉秀弁理士は、化学分野における国内外の特許出願手続の全般に渡り10余年の経歴があります。リ・インターナショナル入社以前、萬省国際特許法律事務所(2015~2016)、Y.S.CHANG 合同特許法律事務所 (2007~2014)に勤め、梨花女子大学 校化学科を1998年に学士卒業しました。



朴 昭 玟 弁 理 士

朴昭玟弁理士は、機械工学、材料工学分野、及びディスプレイの B/P、特に機構関連分野に対し4年余の経歴があります。リ・インターナショナル入社以前は、KBK 特許法律事務所(2012~2013)、LEE & MOCK 特許法人(2013~2016)に勤め、高麗大学 校新素材工学科を2013年に学士卒業しました。



朴 民 鎬 弁 理 士

朴民鎬弁理士は、機械分野と関連した国内企業の特許出願及び中間手続、紛争業務、審判・訴訟等の業務に携わってきました。リ・インターナショナル入社以前は、特許法人 MUHANN (2013~2016)で機械分野の弁理士として勤務し、漢陽大学 校機械工学科を2014年に学士卒業しました。



朴 京 賢 弁 理 士

朴京賢弁理士は、プリンターUI/UX 及びビデオコーデックを含む各種電気電子分野と関連した特許出願、及びこれと関連した国内外の登録業務に対する経歴があります。リ・インターナショナル入社以前は、LEE & MOCK 特許法人(2014~2016)で電気電子分野の弁理士として勤務し、延世大学 校電気電子工学科を2013年に学士卒業しました。

# LEE NEWS



金 智 賢 弁 理 士

金智賢弁理士は、化学分野で国内外の特許出願手続全般に渡り3年以上の経歴があります。リ・インターナショナル入社以前は、MOON & MOON国際特許法律事務所(2013)と LEE & MOCK 特許法人(2013~2016)の化学チームで弁理士として勤務し、延世大学 校化学科を2013年に学士卒業しました。

## ・「Legal 500 Asia-Pacific 2017」6分野にて優秀ローファームに選定

リ・インターナショナル法律事務所は、イギリス系有名法律出版社である Legalease が発行するアジア地域法律市場評価誌“Legal 500 Asia-Pacific 2017”にて、下記の6分野で優秀ローファームとして選定されました。



- Intellectual property  
- Patents and trade mark attorneys
- International arbitration (国際仲裁)
- Dispute resolution (紛争解決)
- Employment (労働)
- Real estate (不動産)
- Tax (租税)



# Lee International

IP & LAW GROUP

Since 1961



## Your trusted local advisor

Lee International IP & LAW GROUP は、1961年の創立以来、知識財産権法務を専門とする韓国屈指のローファームであり、出願や訴訟はもちろんあらゆる法律問題に対し、長年の歴史と経歴に基づいた最上のリーガルサービスをお客様に提供しております。

設立者である李允模博士(1918~1983)は、1960年まで韓国特許庁長を歴任し、韓国知識財産権の法体系の整備と確立に多大な貢献をなすとともに、韓国知識財産権業界の発展にも寄与した業界の先駆者であり、大韓弁理士会の会長を四期にわたり歴任する等の功績により、大統領賞を二度受賞しました。また、李博士は韓国の『発明の日』を制定した人物でもあります。

このような経歴をもつ李博士により設立され、『最高の質と迅速な対応』という経営哲学を継承する Lee International IP & Law Groupの弁理士、弁護士、並びにスタッフ一同は、最高のリーガルサービスをお客様にご提供すべく、絶え間ない努力を積み重ねて参りました。その努力の成果は、韓国の特許出願における平均特許成功率が約70%であるのに対し、当所の平均特許成功率が全体平均の10%以上を上回っている事実によって証明されており、これは、該当特許分野に精通した担当弁理士と技術スタッフによる、先端専門技術に対する検討分析能力向上のための日ごろからの努力による賜物であると言えます。

商標分野では、商標出願の高い登録率はもとより、異議申立、審判、抗告においても高い勝訴率を記録しております。また、豊かな経験と独自のノウハウに基づいた卓越した商標検索能力によりお客様の登録権利及び著名商標の保護に万全を期しております。

なお、著作権法、コンピュータープログラム保護法、営業秘密保護法、独禁法、ライセンス、合併事業等の法律分野においても、ベテラン弁護士が、お客様からのあらゆるご要望に迅速かつ的確に対応し、知識財産権分野以外にも、一般訴訟・仲裁、企業の法務、関税・国際通商を含む包括的なリーガルサービスを提供できるようOne-Stop処理システムで対応しております。

当所は、『常に謙虚な姿勢で“迅速”、“的確”、“丁寧”に』をモットーに、所員一同高品質のサービス提供に努めております。特に、日本語の習得には全所員が力を入れ、日本のお客様にご満足いただける高レベルの日本語によるリーガルサービスを提供しております。